

PTA規約

令和7年10月1日一部改正

(選挙細則・慶弔規定・委員選出規定・個人情報取扱規則)



大阪府門真市立二島小学校 P T A

門真市立二島小学校 P T A 規約

第 1 章 総則

名称・事務所

第1条 この会は門真市立二島小学校 P T A とよびます。

第2条 この会の事務所は門真市立二島小学校内におきます。

目的

第3条 この会は会員相互協力して学校と家庭と社会との関係を一層緊密にして児童福祉の増進と家庭生活及び社会生活の水準を向上することを目的とします。

基本方針

1. 教育を本旨とする民主的な団体として活動します。
2. 児童憲章の精神に即して児童福祉増進のために活動する他の団体や機関と協力します。
3. 適正な予算執行に努めます。
4. 特定の政党や宗教に偏ったり、営利を目的とするような行為は行いません。
5. この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙候補者を推せんしません。
6. 学校教育活動には協力しますが、学校の人事その他管理運営には干渉しません。
7. この会の運営は、どこまでも自主的なものであって、他のどのような団体からも支配や干渉はうけません。

事業

第5条 この会は前条の目的達成のため次の事業を行います。

1. 明るく楽しい学校をつくることに役員すべて心を合わせ子どもの福祉増進をはかります。
2. 家庭生活の改善や、よりよい社会をつくることに努力します。
3. 会員相互の修養と親睦をはかります。
4. 教育的環境の整備に適切な協力をします。
5. その他、この会の目的を達成するために必要な事業をします。

第2章 会員

資格

第6条 この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者、本校に勤務する教員とします。

権利義務

第7条 1. 会員はすべてこの会の会員や委員になること、総会に出席して動機を提示すること、及び賛否を表明することができます。
2. 会員は、すべて所に定める会費を納めねばなりません。
3. この会の会員は、本会の趣旨に賛同し本規約を承諾した本校児童の保護者及び教職員とし、入会時には次に定める届け出を行うものとします。
4. この会に入会しようとする者は所定の「加入同意書」を会長に提出するものとし、期間は原則児童の卒業までとします。

職名

第8条 この会の役員は、次の通りです。

会長 1名

副会長 2名

書記 3名（教職員より2名）

会計 2名（教職員より1名）

（校長は役員にはなれないが各種の会合に出席して意見を述べることができる。）

第3章 役員および会計監査

役員選出

第9条 会員は別に定める選挙細則に従って、役員又は会計監査に選出されることがあります。

任期

第10条 役員の任期は1年とします。ただし再任することもできます。

欠員により新たに就任した役員の任期は前任者の残任期間とします。

任務

- 第11条 1. 会長はこの会を代表し、総会、委員会を招集して会務一切の責任を負います。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は代理をします。
3. 書記は、この会に関する記録、通信、書類作成等の事務処理をします。
4. 会計は、この会に関する一切の会計事務を処理します。
5. 会計監査は、この会の会計を年1回以上監査し、結果を総会において報告します。
6. 会長は校長と会費や経理事務について委託契約を結び、校長に本会の事務を委任する。

第12条 役員が次のいずれかに該当するときは、解任されるものとする。

1. 総会で不信任の議決を受けたとき。
2. やむを得ない理由により職務を継続しがたいことを申し出て、運営委員会で承認されたとき。

第4章 総会

開催

第13条 総会は年間1回は開くものとします。ただし会長が必要と認めたとき、または、全会員の5分の1以上の要求があったときは隨時に開くことができます。

議長

第14条 議会の議長は、その都度選出します。

付議事項

- 第15条 総会に付議すべき事項は次の通りです。
1. 役員選出の件
 2. 規約改正の件
 3. 予算案及び決算書承認の件
 4. 会務並びに事務報告の件
 5. その他重要な事項

通知

第16条 総会を開くときには、その日時、場所、議題を予め通知するものとします。

定足数議決

第17条 総会は全会員の5分の1の出席で成立します。ただし止むを得ない理由のために出席できない会員は、委任状を議長に提出して、これに代えることができます。議決は、出席会員の多数決で決めます。

第5章 委員会

種類

第18条 この会の委員会には地区委員会、生活指導委員会、学年委員会、広報委員会、PTA 祭実行委員会、その他必要に応じて委員会を設けることができます。

構成

第19条 委員会は委員長、副委員長と委員若干名で構成します。

構成

第20条 会長は、委員長及び副委員長若干名を委嘱します。各委員は、それぞれの地区及び学年より推薦された者について、会長が委嘱します。

召集

第21条 委員会は、委員長が必要と認めたとき召集します。

任期

第22条 各委員の任期は1年とします。

任務

第23条 各委員会の任務は次の通りです。

1. 学年委員会は、会員が、お互いに心を合わせて、学年の教育的環境を整備することに努めるとともに、担任との連携を一層深めます。
2. 地区委員会は、学校及び通学班との連携をはかり通学路の安全対策を進めます。
3. 生活指導委員会は、学校及び関係団体との連携をとりながら児童の校外における生活指導を進めます。
4. 広報委員会は、会誌発行等により会員相互の交流をはかります。
5. PTA 祭実行委員会は PTA 祭を実施します。

第6章 運営委員会

構成

第24条 運営委員会は役員(会計監査を除く)各委員長、副委員長で構成します。

任務

第25条 運営委員会の任務は次の通りです。

1. 各委員会によって立案された計画を審議します。
2. 総会に提出する議案、報告及び議事日程を作ります。
3. 役員、委員長、副委員長又は委員に欠員を生じた場合これを補充できます。
4. その他、総会の議決によって委任されたことがらや緊急を要する会務を処理します。

第7章 会計及び個人情報保護

経費の財源

第26条 この会の会費は、会費と事業収入などでまかねます。

第27条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得等については、「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとします。あわせて、その利用、管理については学校に委任します。

会費の金額

第28条 会費は月額1口200円とします。

会計年度

第29条 この会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

第8章 改正

改正の要件

第30条 この規約は総会の決議により改正することができます。

付記

施行期日

この規約は、昭和60年4月1日より適用します。

この規約は、平成3年3月9日一部改正。

この規約は、平成7年3月4日一部改正。

この規約は、平成19年3月7日一部改正。

この規約は、平成28年3月2日一部改正。

この規約は、平成30年3月7日一部改正。

この規約は、平成31年3月6日一部改正。

この規約は、令和5年3月8日一部改正。

この規約は、令和6年3月7日一部改正。

この規約は、令和6年12月12日一部改正。

この規約は、令和7年10月1日一部改正。

選挙細則

(根拠)

第1条 この細則は、門真市立二島小学校PTA規約第7, 8, 9条に基づいて定めます。

(選挙管理委員会)

第2条 役員及び会計監査の選出を行うときは、選挙管理委員会を設けます。

(構成)

第3条 選挙管理委員会は次の二者の代表により構成します。

1. 各地区会員の中から地区代表2名（運営委員1名を含む。）

2. 教職員代表2名なお、選挙管理委員会は互選により正副委員長を選出します。

(構成の期日、告示期間)

第4条 選挙管理委員会は4月中に構成し、告示は遅くとも1月10日までとする。告示期間は7日間とする。

(任務)

第5条 選挙管理委員会は役員及び会計監査の選挙に関する一切の事務を行います。

(資格)

第6条 規約6, 7条に定められた会員は誰でも立候補することができます。

(選挙運動)

第7条 1. 立候補者は文書によって会員に立候補の趣旨と抱負を知らさなければなりません。文書の配布は、選挙管理委員が責任を持って行います。
2. 1項以外の選挙運動は禁じます。

(指名委員会)

第8条 立候補者がいる場合及び立候補者が定員に満たない場合、選挙管理委員会は自動的に指名委員会に切り替わります。

(指名委員会)

第9条 指名委員会は、役員及び会計監査の候補を指名し、総会5日前に告示します。

(役員の信任および承認)

第10条 立候補者は、総会で信任を得なければなりません。また、指名委員会で指名された役員及び会計監査の候補は、総会で承認を受けなければなりません。

(改正要件)

この細則は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができます。

(施行期日)

この細則は、平成3年4月1日より施行します。

(付記)

平成10年3月11日 一部改正。

平成11年3月10日 一部改正。

令和 6年 3月 7日 一部改正。

慶弔規定

1. 逝去

1. 会員……香料 金5,000円 楪一対

参加者〈PTA役員、地区運営委員、当該学年委員〉

2. 児童……香料 金5, 000円 檻一対

参加者〈PTA役員、地区運営委員、当該学年委員〉

2. 本規定によりがたい時は、役員会で決定する。

3. 本内規は、昭和56年2月25日より実施する。

4. 付則 昭和60年4月 一部改正。

平成5年4月 一部改正。

平成11年3月 一部改正。

平成28年3月 一部改正。

平成30年3月7日 一部改正。

委員選出規定

1. 地区委員は、上三ッ島・下三ッ島と南三ッ島・桑才（東田町・桑才新町含む）と薄島の3地区より各3名を選出する。（計9名）

2. 地区委員会の委員は、3地区の地区委員より各1名を選出する。（計3名）

3. 生活指導委員会の委員は、3地区の地区委員より各1名を選出する。（計3名）

4. 選挙管理委員は、3地区の地区委員より各1名を選出する。（計3名）

5. 学年委員は、各学年4名選出する。ただし、1学級のみの学年においては3名選出する。

6. 広報・PTA祭り実行委員の各委員は、学年委員の中より選出する。

7. この規定は、平成19年4月1日より適応します。

平成28年3月 一部改正。

平成30年3月7日 一部改正。

平成31年3月6日一部改正。

令和6年12月12日一部改正。

令和7年10月1日一部改正。

門真市立二島小学校 PTA

個人情報取扱規則

（目的）

第1条 門真市立二島小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

（責務）

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 1 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
2 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者（第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除くに提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者（第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「門真市立二島小学校PTA）個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則 本規則は、令和5年3月8日より施行する。